

令和2年12月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和2年12月8日(火)

1. 質疑、分科会設置

出席委員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	佐藤透	市民福祉部長	山田政信
観光文化 ^ポ 部長	小玉博文	産業建設部長	柏崎潤一
企業局長	八端隆公	企画政策課長	伊藤徹
総務課長	鈴木健	総務課危機管理室長	沼田弘史
財政課長	佐藤静代	税務課長	菅原章
税務課債権管理室長	佐藤淳	福祉課長	小澤田一志

介護サービス課長	鎌田 栄	生活環境課長	畠山 隆之
健康子育て課長	原田 徹	観光課長	三浦 一孝
男鹿まるごと売込課長	湊 智志	文化スポーツ課長	杉本 一也
農林水産課長	畠山 喜美	建設課長	薄田 修一
病院事務局長	田村 力	会計管理者	平塚 敦子
教育総務課長	太田 穰	学校教育課長	加賀谷 正人
監査事務局長	高桑 淳	企業局管理課長	三浦 幸樹
上下水道課長	小野 肇	ガス工務課長	真壁 孝彦
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時00分 開 議

○委員長（進藤優子君） 皆様、おはようございます。

これより予算特別委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、議案第150号から第161号までについて質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

14番米谷勝委員の発言を許します。14番米谷勝委員

○14番（米谷勝君） おはようございます。

私からは、男鹿駅周辺広場の指定管理料についてお聞きしたいと思います。

まず、予算書の方の8ページですか、令和3年度が1,150万円、4年度が800万円、5年度が800万円と、こう指定管理料が載っておりますけども、この指定管理料の年度によってこう違うその内容についてお聞きしたいと思います。

それとですね、この広場ですね、ちょっと私ちょっと分からなくて聞くんですけども、チャレンジ施設とこうあるんですけども、条例の方の資料には、何ですか、商工業チャレンジ施設ということで載って、利用料とか使用料ですか載ってございましたけど、このチャレンジ施設1、2、それから、それ以外の営利を目的に行う場所ということで、何かこれについても使用料、こううたっておりますけども、その内容についてお聞きしたいと思います。特に施設については、面積とか、それから設備というんですか、そういう内容についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（進藤優子君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） それでは、私から米谷委員からのご質問がございました男鹿駅周辺広場指定管理料と、その利用料関係の内容等についてのお答えをいたします。

まず債務負担行為、第2表で設定しておりますけれども、令和3年度が1,150万円、4年度以降、まあ2年間で800万円という内容でございますけれども、まずこの広場全体につきまして指定管理として管理を行っていただくということを昨日もご答弁したところでございますが、この指定管理料を算定するに当たりまして、まず支出の方ですね、これについてまず市の方で積算いたしまして、人件費がまず2人の雇用と、あとは社会保険等々で約800万円程度、あとのほか大きいところでいきますと、光熱水費で約50万円ぐらい、そのほか広告宣伝、これにつきましてはホームページの制作と運用ですね、これが大体180万円程度、あとはパンフレット等々の印刷製本、これが650万円ぐらい、そのほか委託の関係では芝生の維持管理ですとかトイレの清掃管理、これが大体約250万円程度、このほか租税公課が140万円ほどございまして、初年度、令和3年度につきましては、歳出の方で大体1,600万円ぐらいの支出が見込まれるだろうということで積算してございます。

で、この利用に係る収受したお金につきましては、指定管理者の収益にするということでもちょっと考えておりますので、この支出に対しまして収入の方でございまして、まず施設利用収入ということで、商工業チャレンジ施設1、これがバーベキューストレージです。で、商工業チャレンジ施設2というのが旧男鹿駅舎ということで、この金額を設定しております。これにつきましては、バーベキューストレージの方が月10万円ということで設定しております。これにつきましては、条例上では上限額が21万3,200円としておりますけれども、この指定管理料を算定するに当たりまして近傍地のオガールの急速冷凍施設と、これが大体利用料上限額の半額程度ということで設定してございますので、これを参考とさせていただきます。この半分のまず、上限額の半分以下の大体10万円ということで収入みております。そしてもう一つ、旧男鹿駅舎、こちらの方が上限額が24万8,000円ということで、これも半額以下ということで考えてございまして、12万円とみております。

で、この二つのまず大きなテナントの施設の収入につきまして、旧男鹿駅舎の方が

ちょっと開業が遅れそうだとということで11月分からということで、5カ月分だけの収入ということでみさせていただいております。そういったこともございまして、約180万円ということです。

あとそのほか、ほかの収入といたしまして、イベントにかかわる売り上げの、チャレンジ広場ですとか多目的広場に出店した場合の売り上げに対しての収入分です。これ条例では30パーセントとしておりますけども、これもオガーレと同様に10パーセントということで積算させていただいております、合計、先ほど支出で言いました1,620万円から指定管理者が利用料として得る収入を差し引きますと、大体1,150万円が足りないだろうということで、これにつきまして指定管理料として設定させていただいております。

で、4年度、5年度でございますが、先ほど申し上げました旧男鹿駅舎の方は大体フルで使えるだろうと。12カ月分使えるということで、その分がプラスされて収入が入ります。で、歳出の方につきましては、ホームページの制作等もう終わりますので、イニシャル分はそこはかからないだろうということで下げたございまして、令和4年度、5年度が歳出の部分で1,464万円、支出の分で1,464万円、一方で収入の方では、合わせて、あ、すいません、前後して申しわけないですけども、イベント時の出店の売り上げの方も今度はフルに稼働できてテントもいっぱい出るだろうということで400万円という収入をみてございまして、その収益分664万円引きますと約800万円ぐらい足りないという形になりますので、その分について指定管理料として支出させていただきたいという内容でございます。

で、もう一点ですが、チャレンジ施設の面積ですね。面積等々ですけども、ちょっとお待ちください。

あ、申しわけございません。ちょっと資料お待ちください。

すいません。大変お待たせいたしました。まず商工業チャレンジ施設1、旧バーベキューストレージですけども、建物面積が66.40平米ですね。で、商工業チャレンジ施設2、旧男鹿駅舎の方ですが、これが51.2平米ということになっております。建物面積が26.34平米ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（進藤優子君） 再質疑ありませんか。米谷委員

○14番（米谷勝君） 指定管理料については理解しました。

それから、さっき聞いた中でチャレンジ広場のね面積は分かったけども、ただこう面積っていうか、ある、何ていうんですか、土地があるだけなんですか。私、そこに何かあるものについても聞いてるんですよ。何かないですか。チャレンジ広場のその何だ、貸す、お金もらうためによ、お金幾らって定めてるじゃないですか。その中で、だから面積は今言ったように広さは分かりました。その中にどういうものがあって、それを貸してこの値段だっという形で、それをちょっと聞きたい。

それから、あとその中にね、例えばあれ、何ですか、ガスとか、何か工事であれ、ガスとか水道とかっていろいろ設置とかしたんじゃないですか。これがどっかに入ってるんじゃないですか。もし入ってるとすれば、そこら辺もやっぱりしゃべって、その何ていうか、使用料とかいろいろな関係になってくるからね、そこをちょっとお聞きしたいです。そのことについて。

○委員長（進藤優子君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） あ、すいませんでした。チャレンジ広場なんですけれども、ここにつきましては、出店ですね、新たにこう、新たな事業展開する、したいとか、新規の創業とかそういったことをまずチャレンジして出店したいという方々に対して、チャレンジ広場、これ出店してもらいたいと考えておりました、その使用料、ひとつ、ひとつっていうすか、テントをまず使って近くでこう営業するわけでございますけども、テントですね、テント。それについて、その出店者1人当たり、売り上げ、例えば10万円であればその分の10パーセント、これについて利用料として収入を得るという形になっております。で、現在のところ、まだ今のところ正確なテント数等はまだ今確定はしていないんですけども、大体10事業者から15事業者、そういったことを想定して指定管理料の中では積算しているところでございます。まあそこには当然、電気と水道と光熱水費、あ、光熱水費といいますか、水道光熱のコンセント等もついておりますし、水道もすぐ取れると、飲食店がすぐ出店しやすいような環境づくりをすると、そういう形になっておりますので、そういった部門を含めまして、まず売り上げの10パーセント程度を利用料としてお支払いいただくと、そういう形になってございます。

以上でございます。

○委員長（進藤優子君） さらに質疑ありませんか。米谷委員

○14番（米谷勝君） そうすれば、出店者がテントを利用して、あとその電気、水道、ガスとかそういうものを使ってという形になるわけですね。その電気、水道、ガスというのは、この使用料の中に入ってるんですか。そのことについて。それとも何か後で出店者が払うものなのか、そこについて。

○委員長（進藤優子君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） すいません、答弁がちょっと前後してしまいましたして申しわけなかったですけども、まずテナントの方はテナントということで、まず旧バーベキューストレージは建物があってその中に入る方々、あと旧男鹿駅舎もそこもテナントとして、比較的スキルがある方がそこで出店してもらって営業を行うと。まあ固定の何ていうすか、お店みたいな感じのイメージです、その二つはですね。それ以外のチャレンジ広場につきましては、簡易にといいいますか、テントを使ってこう営業していただくというイメージを持っています。そこにつきましては、ガスはないんですけども電気と水道、まああと排水とかもできるんですけども、そこについてはその込みで、その分の費用も込みで売り上げ額の10パーセント、それを利用料という形でいただくという、まあ何といいいますか、幾らでもチャレンジしやすいような形で、高ければなかなか尻込みするようなこともあるのかということも考えておりますので、そこにつきましては最終的には指定管理者がその料金を決めて市の方で承認するわけでございますけども、今、指定管理の積算の段階では大体10パーセント程度にした方が、売り上げの10パーセントにした方がいろいろと多くの事業者さんがチャレンジしやすい環境なのではないかと考えて設定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（進藤優子君） 14番米谷勝委員の質疑を終結いたします。

○14番（米谷勝君） 終わるっていうか、ちょっと今の答弁だけではちょっと私聞いている内容とちょっと、今度またテナント料とかが出てきたでしょう。テナント料。そうすれば、このあれですか。

（「米谷さん、ちゃんと委員長さ求めてもう一回やらせてもらえばいいね。」と言う者あり）

○14番（米谷勝君） 聞いていること答えていないのもう一度聞きたいということだ

けど。

○委員長（進藤優子君） 質問に対する答弁はいただいたものと認識しておりますが、使用料として含まれているかっていうことをお聞きしていたので、それに対する答弁はあったものと認識しておりますが。

○14番（米谷勝君） 使用料と。

○委員長（進藤優子君） はい。今、米谷委員に。

○14番（米谷勝君） 私は、その中にテナント料って出てきたがら、またテナント料って出てきたから聞きたいってこと。うん、だめだばだめだでいい。分かりました。はい、終わります。

○委員長（進藤優子君） 次に、10番佐藤誠委員の発言を許します。10番佐藤委員

○10番（佐藤誠君） おはようございます。

私からは、男鹿の郷の経緯について伺いたいと思っております。

皆さんもうご存じのとおり、新聞にも出ましたし、テレビにも出ました。それで、男鹿の郷、まずどうやら4月に発覚して6月に県の監査を受けて、その際、医師が常勤の時間、まず32時間、週32時間に足らなくて、令和3年の3月31日に業務停止命令というのが、この12月の3日に出たということであります。まあ社会福祉法人では普通こうなかなかあり得ないことが起こりました。大変残念な結果だなと思っております。で、男鹿の郷を運営してきたのは富永会と名前がついておりますが、それは3月31日に解散して、医療法人正和会に経営譲渡されるということが、どうやら朝日新聞の方にも正和会という名前が出てきました。まあ市の収支にもかかわることなので予算委員会が適切かと思っ、きょう伺いたいと思っております。

市長は、この件が一般質問の佐藤巳次郎議員の質問の最後の答弁で、入所者とか職員のかはきっちりやると答弁されましたけども、具体的には何をどうきっちりやるのか。入所者を守るこの医師は、3月までじゃあどうなるのか。きちんと療養できるのか。職員の有給休暇とかはどうなるのか。ボーナス、夏以降はどうなるのか。退職金はどうなのか。雇用の立場は正社員のまま、正社員はそのままいけるのか。雇用の期間はどうなってるのか。その辺について、どこまできっちりやるとおっしゃってるのかを伺わせていただきたい。

で、今日この場で、まず私は、私が一方的に正和会の方からとか職員からとか、私

も、正和会でないや、ごめん、男鹿の郷に勤めている方々とかがやっぱり市民の方がいらっしやったり、たまたま私もお客様がそうだったりして相談を持ちかけられたり、心配されてる方がいて、それでこの話を、いろいろ話を聞きました。でも、一方的なことでは正しい姿が分からない。何でこういうふうになってしまったのかが分からない。これをやっぱり明らかにしないといけないし、ただすべきものはただしていけないといけない。そして一番いい方向っていうのは何なのかというものを探っていけないといけないと思って、私はどう持っていったらいいのか分からないんですけど、やはり真実を明らかにする場じゃないかなと、そしてみんな考えていかなきゃいけないんじゃないかなということを思って、きょうこの場に立ちました。

市長に、最初に私のそのお客さんが、正和会、あ、違う、富永会というか、男鹿の郷に働いてた職員がいるんですけど、その人は面談をもう受けたといいます。新しい正和会にあと引き継いだと、引き継がれるということで、今度あなた方の処遇をどうするかどうか分からないんですけど、もう面談もみんなやったと、1回目。2回目は1月にやるということですけども、1回目のその面談では、正和会側より全員見習いだと。6カ月間、見習いだと言われてると、全員。その後どうなるのかはまだ分かってない。その辺、市長はきっちりっていうのはどこまでどうするのか。交渉してるのか、してないのか。そしてまた、市長の立場として交渉してできるのかどうか。その辺も分からないんですけども、そういうふうにおっしゃったということは何かがあるのかなということを思っております。

で、市側のもう一つの観点として、80床、85、そのぐらい、80床以上抱えてる施設なんですけども、そもそもそれぐらいのベッド数は必要なのかどうか。そういうのはちゃんと把握しておいて、必要だからこれまた生かそうとするのか。必要かどうかっていうのは市ではどう考えてるのかということもお聞かせください。

それから、県が監査しました。県が監査したら、普通、県の管理の施設であれば県からその施設に、男鹿の郷にこの通知が監査結果って来て、指導とかいろいろ通達があると思うんですけど、どうやらそれは来てないと。来てないうちに、ぱっとこう何かこういう発覚、こういうふうになってしまったと。それが非常に不思議だと。でも県からは、もしかしたら市には、この男鹿の郷が医師の時間が規定に達していないということについて、県からは市にはいつこの報告あったのか。それは実際どういう内

容だったのか。それらを富永会に伝えたのはいつか。どうやって伝えたか。これらについてもお知らせください。

それから、正和会がどんな条件で引き受けようとしてるのか。返還金の2億4,100万円ですか、は、聞くところによると、私は、あ、正和会さんが出してくれるんだなと思ったら、どうやら富永会の内部留保があって、そこから出すんだと。そして残った分も全部没収されるということらしいんですけども、その土地とか建物とかそういうものは、本来もしかしたらば国に返還されるべきものなのかどうかっていうところは、これも大事なことなのでそれを教えていただきたい。国に返還されるものであれば、勝手にやっていいものか。解散しますよと、富永会が解散しますよっていったときに、じゃあその国のお金を使って建てたものは勝手に移譲することができるのかどうか、譲渡することができるのか。それも教えていただければ。つまりはっきり言えば、富永会がもし解散、社会福祉法人富永会っていうものが解散だけになった場合に、その土地と建物はどこに行くのか、誰のものになるのか、これが分かればいいかと思っています。

まずそこですね。1回目そこで終わります。

○委員長（進藤優子君） 鎌田介護サービス課長

○介護サービス課長（鎌田栄君） お答えいたします。

今般のこの事案につきましては、新聞報道等でご伝えられているとおりであります。6月の県の監査によりましてこの医師の人員基準の違反が発覚したと。この人員基準違反については、介護報酬費の減額が必要になるということで、今回処分と同時にこの返還金の返還も求められるということになります。

それで、この今佐藤委員のこのいろいろ質問がありましたけれども、経緯につきましては、今般の県の監査でこの事態が明らかになってからですね、県と市はこう常に情報を共有しながら進めてきました。それで、まず一つは、まず今までこの施設がやったことに対してやっぱりはじめ、責任を取ってもらう、これがひとつです。と同時に、今いる利用者、それから職員の生活を守らなければならない、これも同時にかなえなければならないということで、ずっとこう協議を進めてきたところでもあります。その中でやっぱり一番こう重要なのが、生活を守るということがやっぱりポイントでありまして、監査6月からやってきて今まで処分を出せなかった理由というのが、

現在、事業を運営している富永会が県の指導に当初従わなかったと、そういう実態があります。県としては、できるだけ早く処分出したかったんですけども、ただ処分を出した後、生活をどうやって守るのか、そこが問題・課題としてありましたので、ずっとその現事業者の富永会の改善策などを見ながらこう進めてきたところであります。

それで、今回この基準違反に対して返還金が生じるということが分かりまして、その金額も2億円を超えるという金額を事業者側に伝えたところ、この金額は払えないと、当初、返還は無理だという話がありました。それで、事業者側からは、この返還金払えないために、どこかこう事業を受け持ってもらう事業者を探してもらいたいというそういう話が市と県にありました。それで、県と市はその事業者側の話を受けまして、受け入れ可能と思われるこの事業者を選び、仲介したということになります。

この事業者を選んだまず理由なんですけれども、経営状態がこう安定していることがひとつと、それから安定的に医師や看護師を配置できる医療法人で、複数の事業所の運営実績があることを条件に選んだところでもあります。まず最初、経営状態の安定というのは、県の一連の監査でこの2億円以上の返還が発生するというので、現事業者は、まず先ほど言ったとおり払えないという、返還が困難だという話がありました。そういう場合、今現在、財務調査などを行っておりますけれども、場合によっては、この返還金も含めて新しい事業者に移譲される、そういうことも想定しながら、経営状態がこう高い水準で安定しているところがやっぱり必要でないかと。それから、安定的な医師、看護師の配置については、施設の現医師は今年度末で退職する予定であります。4月からは新たな専属医師を配置する必要があります。現事業者は、まあ今、社会福祉法人としてこれまで老健施設を運営してきたんですけども、常に医師と看護師の確保に難儀していると伺っております。そのため、医療法人で複数の事業所の運営に実績があるこの事業者ということで、今その名前が挙がってる事業所を選ばせてもらいました。その後、この事業者から内諾を得まして、現富永会へ仲介し、それぞれの事業者で事業譲渡の基本合意の覚書を結び、現在この事業譲渡に向けた協議を進めているところでもあります。

その中で、職員のことなんですけれども、先月、職員に対する説明会を3日連続で行いました。その席には、県と市と新しい事業者さんも同席しました。それでその説

明会で、やっぱり職員は自分のこの後の生活、雇用を心配することは当然出ました。そのとき新しい事業者さんは、この施設を運営するには職員みんなの力が必要なんだと。そのためにぜひ残ってもらいたいという、そういう言葉を発しておりました。先ほど半年間の話が出ておりましたけれども、一般的に企業であれば試用期間というのが設けられていると思います。新しい事業者さんも、就業規則で6カ月間の試用期間ということをやっていると伺っております。ただそれは6カ月間の雇用だけでなくして、先ほど言ったとおり新しい事業者さんは皆の力が必要だということでもありますので、当然6カ月と言わず、その後もずっと雇用していくものと私は感じております。

あと、個々のその面談において、職員の給与であるとか休暇であるとかそういう細かいところがありますけれども、先ほど委員言ったとおり、それも1回の面接が終わりまして、今もそこら辺を現在の給料水準を維持しながら雇用していきたいという基本的な考え方を事業者さんは示しております。あと休暇とかそういうところもありますけれども、通常、新採用であればゼロからスタートということになりますが、いろいろその個人の、例えば小さい子どもを抱えている親御さんであれば特別の休暇を求めたり、そういうものも検討しているようであります。これについては、あと事業者さんの考え方もありますので、それはちょっと市の方でもこの後こう対応を見ていく必要があるのかなと考えております。

あと施設の必要性なんですけれども、今、老健施設は市内に2カ所あります。それで特養は4カ所あります。どの施設も入所待機者、待ちっという形になっております。この実態から考えても、今ある施設をなくすわけにはいかないという考え方でありますので、この施設はまず必要だということを考えております。

富永会の解散にかかわる事務処理ですけれども、社会福祉法人が解散する場合、財産のこう譲与、残った場合はこれは社会福祉法、法律、それから定款に基づいて国庫的などところに寄附というような形になるかと思っております。それでマイナスになった場合は、破産という形で処理手続がなされていくものと認識しております。ただ、今この財務調査をやっている段階でありまして、この返還金も含めて、この後、その財務状況でこう法人の財産が明らかになっていきますので、それはこの後の調査を見ていかなければならないと思っております。

それで、県の監査の結果なんですけれども、今回行政処分が出されました12月3

日、これと同日に、この監査結果及び行政処分ということが発せられております、通知されておりますので、同時に12月3日に監査結果が通知された。じゃあその間、こう何もなかったのかっていうことはなくてですね、6月の監査の時点での県と、あと施設側のこの監査の状況において逐次こう改善指導といたしますか、そういうこともなされていて、施設側も十分このことは分かっておりました。その中でいろいろ改善計画とかそういうのも出してもらいながら進めてきたところでありましてけれども、まあ今回こういう処分になったということになります。

以上でお願いします。

○委員長（進藤優子君） 再質疑ありませんか。10番佐藤委員

○10番（佐藤誠君） 今の答弁によりますと、まあ最後の方で、市もこの富永会に対して前々から指導してきたのかな、県が指導してきたのか、そこよく分からないんですけど、いずれ県から何も来なかった。市もじゃあ分かっていた。6月の監査終わってから、すぐ市は分かっていた。分かっていたのに何でここまで来たのかなど。指導して、それから医師も来る医師がいたという話も聞いている。私が思うにはですよ、私が思うには、市としてやれるのであれば、みなと病院の医師とかもいるんですよ、いないんですかね。そういう人もいなかったのか分からないんですけど、行きたいっていう医師もいたらしいんですけど、まあその辺もこう相談あったかどうか分かりませんが、実際はそういう話も伺っています。実際説明会的时候、医師がいたのに何でやらなかったのっていうところで、多分理事長たちは責められていたっていうのも聞いています。

ちょっとひとつだけ、その社会福祉じゃない、何だ、社会福祉法人が解散するときに、その例えば建物や土地っていうものは、先ほど公的なところに寄附って言ってました。公的なところに寄附っていう言葉にちょっと引っかかるんですけど、今度その例えば正和会さんは公的なところにはならないんじゃないかと思います。なぜなら、正和会さんはもともと社会福祉法人を持っておられますけど、今回気をつけていただきたいのは医療法人正和会で引き取るんですね。そうするとどういうことになるかっていうと、医療法人というのは普通のまず民間の会社と同じです。決して公的とは言えないんじゃないでしょうか。これをこのままそして無償譲渡するというのが法的に大丈夫なのか。非常にそこは疑問であります。こういうことをやっていいのかどうか。

引っかかっているんじゃないかなと思って、そうなったら大問題だよということを今言ってるんですね。公的、国に返さなきゃいけないかたりするんじゃないんですかね、これを。それをもしそうなったらば、そうなる、もしそうなったらっていうか、解散っていうことが分かった時点で、いついつまでに解散するって分かったら、決めたら、そこまでの間に財産を譲渡したり、普通はこのいろんな、譲渡っていうか売却したり、それからいろんな財産整理したり、そういうことを普通やるもんですよ。そして、公募して新しい業者を探すのが普通。これは公募はしたんでしょうか、しなかった、多分しないですよ。してないですよ。公募しないでここまで来た。そして正式には、この間の12月3日ですか、通達来てないのに市は先に動いて、もちろん助けようと思ってやったことは十分分かりますよ。そういう思いでされたということは多分分かります。それも正和会って市長の昨日の答弁でありましたけど、何か理事長の弟さんがその医師会の会長さんをやってらして、それは力のある方で、それも男鹿市もいろいろ救ってもらったりしてることも重々分かってます。そういうところに声かけたのも分かります。救おうと思ったという気持ちはあったと思います。しかし、それはその手続でよかったのかどうかっていうものは問題なかったのかっていうことをどう考えてるのか、お知らせください。

それから、まあ私が聞くところによると、やはりこの、この間12月、あ、新聞報道されてか、ニュースがテレビに出たときは、ちょうど巳次郎議員が質問した翌日でした。翌日にああいうふうに報道されまして、私はそれまでちょっと聞いてたんですけど、あの報道だけ聞くと、いわゆる富永会、男鹿の郷だけが悪者になってしまってる記事になっている。でも実は違うんじゃないかというのは私は思っています。で、話聞くところによると、やはり県が、県は3月に、今年3月にちゃんと更新の手続して認可してるんです、5年間を。5年間オッケーですよ。で、それまでの間の手続の書類、医師の時間が足りないのもこれは県は分かかっていて、前の担当者Nさん、分かかっていて通してきた。しょうがないよねって、女の先生だしね、して子どもいるしね。で、通してきた。でも32時間ということで就業規則はそういうふうにして、富永会の就業規則はそうして変えた方がいいよねっていうことで変えて申請した。ところが32時間ということで申請すれば、向こうの登録に32ってなって、1.0ってやると32時間オッケーになるんですけど、どうしても医者何ていうの、勤務時間

が0.7とか0.5とかやると、もう受け付けしなくなる。そういうシステムになってる。1つてやらないと受け付けしない。そもそも申請もできない。そういうようなシステムになってると聞いてます。で、それはもう県も分かっててここやってしまった。しかし、巳次郎議員の質問によってこれが明るみになるとまずいと県も踏んで、そこで翌日出した。私はそうでないかと思うんです。違うでしょうか。でなければもっと、もうちょっと後になったはずです。で、本当は県もこれはミスがあるという、それを許してきたじゃないかと思ってるんですね。で、私もずっと細かくこれ聞いてますけど、ちゃんと県は許可を出して更新されました。分かっていたから。でも新しい担当者になったら何か変わったのか、それは通報があったから調べざるを得なくてここまで来たということを知っています。

それと、ちょっと市の問題もあって言います。6月に監査があって、私は聞くところに6月に3回、3日間ありました。その後、監査の結果や指導勧告は本来県から富永会にあるべきでしたが、7月、8月、9月になっても県からは何も来ない。監査の結果も通知も指導勧告も何も来なかった。7月に逆に反対に市から呼ばれて、市長、副市長、市民福祉部長に会ったっていうお話もあります。で、8月、また理事長や施設長がしっかり呼ばれて福祉事務所に行ったり、まあ市とはやりとりしてるんですね。で、またこういうこと、8月の26日には臨時総会を開いた、富永会で。で、その前の2日前に医療法人が受け入れ先になるということを富永会では何か察知したと。そういうことを言ったら、総会でいらねえことはしゃべるなど、市の職員からしゃべられた。で、2日後の8月26日、臨時総会が開かれた。で、市長は総会の前に発言したいと申し出たと聞いてます。で、そこで初めて医療法人が引き継ぐことになると、医師も確保できるからいいだろうという形で皆の前で医療法人というのが初めて出てきたと聞いてます。で、9月の24日ぐらい、100歳のお祝いがあった。そのときに理事長とか施設長に対して、医療法人がやるがらってということで市長は任せておけと言ったと。で、まあその医療法人にしたらどうかということで、コンサル頼んであるがらと、おめだがだけだば難しいべと、ちょっと任してけれと市長がしゃべったということを知っています。で、それから10月になってから、市長から、経営に携わった人、市長からですよ、経営に携わった人方は経営から外れてくれないかと言ったと。で、施設長だけでも辞めてもらえないかという話もあった。こういう一連の流れが

あって、市が相当介入してると、この流れに。ここまで人事に介入したりしていなかったもんだんだすか。もちろん救いたいという思いはあるかもしれませんが、人事にも介入してる。そういうことで決定が出たのは12月ですよ。その前からこんな動きをしてると。何なんでしょうかね、これは。私はちょっとおかしいんじゃないかと思えます。

で、富永会が最終的に話聞くと、いい方があるから富永会が2億4,100万円出せるということであれば、それが分かった時点で、分かった時点で再生もできたんじゃないですか。医師も。なぜそのときに急ぎよ富永会を救おうとされなかったのか。何でだめって決めつけてしまったのかが残念でたまらない。留保もあった。借金もなかったんですよ。ペナルティーが出される前に、医師さえいれば社会福祉法人でそのままやれてたじゃない。今からでも社会福祉法人だってやりたいっていう人、やれるんでねえって、やれますよという人もいますよ。それを何にも公的に出さなくてここまで来た。それはなぜそんなことになってこういう残念な結果になったのか。私は市がそこまで介入すべきだったのかどうか。公募しないで、何で正和会を選んだのか。公募すべきだったんでないかと思えます。

それから、県は何でその認めて受け付けしたかっていうと、県はこんなこと言ってきました。最初そのNさんっていう人が受け付けしてた理由は、何だ、医者の問題ですね、医師の問題。結局、専従であればいいと。専門に、ほかのその何だっけ、勤務時間が、どこだっけ書いてあるの、勤務時間が短くても専従であればいい。ほかの施設にその医者が勤めてなければいいよということで認めていた。いいんじゃないのっていうことで認めてきて受け付けしてたんです。受け付け、こういう明らかにこういうのが出てくるわけです。

それから最後、これが市が言ったのかどうか分かりませんが、今回引き継ぎやるためにコンサルを遣わせました。日本経営とかって言ったから、これみなと病院をやったとこだと思いますけど、やってもらってるとこだと思いますけど、500万円、コンサルタント料も富永会に払えという形で言ってる。何かこう全部この男鹿市の業者をつぶしにかかっているもん。救おうとしない。市長は昨日の、市長、まあ市は体育施設の件でも男鹿市の業者だめだと、もうやれないんだと。全然育てようとしらない。全部切ってしまうんだと。今現在を見て切ってしまう。自分の子ども

と同じでないかと私は思うんだけど、切ってしまっ、おめえ方だめだっ、その時点を見て。何ぼでも更正するチャンスがあったのに更正させなかった。それはおかしいなと思っております。

ぜひその辺に対しての、一連私言いましたけど、今日私が知り得た限りのことです。そういうことを思ったときに、やはりちょっとおかしいんじゃないか、このやり方はこれでよかったのか。これが明るみに、私はこれ出したってということは、これは明るみに出るってことです。明るみに出るってことは、男鹿市は正しいことをして、するのかしらないのか。正しい方向なのかどうか。間違ってたなら何かしないといけないですよ、ちゃんと。私はちょっとそう感じましたので、そう思います。

それからもう一つだけ、富永会の方に今あともう新しい事務局、事務局長が入りまして、それは何か県の職員を連れてきたと。これもでも男鹿市が声をかけたという話を聞きました。全部、市で主導して、県の今までのいわゆる、本来県がやるべきようなことを市が全部主導してここまで持ってきてる。このあり方。社会福祉法人っていうもののそのあり方がこれでいいのか。私はよく分かりませんが、市の対応が間違っていないのか聞きたいので質問させていただきました。

それから、これはちょっと昨日私が議案質疑でちょっと言ってしまったので、これ議案第161号についてももう少し補足説明をお願いしたいと思っておりますので、この件詳しくあったらお知らせ願います。

以上です。

○委員長（進藤優子君） 鎌田介護サービス課長

○介護サービス課長（鎌田栄君） まずはじめに、社会福祉法人の残余財産の帰属でありますけれども、富永会の定款によりますと、解散した場合における残余財産は、評議委員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出された者に帰属するということになっております。この定款に基づいていきますと、残余財産が発生した場合はこういうところにまあ帰属、寄附という形になろうかと思えます。ただ先ほど言ったとおり、この残余財産については、現在財務調査、コンサルタントが入って調査中でありますので、どういう結果になるのかというのはこの後のことになるかと思えます。

それから、今回の処分の時期なんですけれども、先ほど一般質問の後っていうこと

でありましたけれども、県の方では、その前から、11月下旬から処分の日時を考えていたところでもあります。ただ、12月3日になったのは、そういういろいろ県の作業的なものと認識しております。

それから、施設に対しての人事の介入等という話もありましたけれども、今般のこの案件に対して、施設側が改善したいというその項目の中にこの事務体制の改善というものがありました。当然この事務局体制の改善するという内容については、当然、直接この事業に携わっている経営陣のトップ、今、男鹿の郷であれば施設長とかそういう人が該当するものと思われれます。そういうことから、施設側がこういう改善計画を出してきたというところもあります。

当然あれです、監査においても、やっぱりどこが悪いかというところは県も当然指摘しております。その中でやっぱり、先ほど監査してからしばらくこう結果が来なかったという話がありましたけれども、口頭では何度もこう、ここがぐあい悪い、直してくださいと言っています。その中で施設は、まあそれを対応してこなかったっていうところがあります。ということは、それをやることによって私方がこう非を認めるというような、そういう言動もしておりました。非常にこう誠意のない対応といいますか、指導に従わない、そういう状況も一定期間続きましたので、まあこういうタイミングでの処分が出されたものであります。

あと、今回のこの一連の監査からの市が主導してるという話ですけれども、逐次、県と市がこう連絡・連携を取りながら、すべてのことに対して進めております。一方的に市がこう主導していることではありませんで、そのことはこう申し上げたいと思います。

以上であります。

○委員長（進藤優子君） 山田市民福祉部長

○市民福祉部長（山田政信君） 今、課長が答弁しておりますけども補足いたしまして、委員の方から、市が余りにもはまりすぎたんでないかというふうなご指摘ございましたが、監査におきましても保健者という立場から市が同行しております。その中で、やはり県としては、自ら改善するという意思を示してほしいということを施設側に示しましたが、なかなか施設側が非を認めなかったということもあまして、県の方からは、市が間に立ってその改善の相談に乗ってやってほしいということで、当時から

市が再三施設側と話をいたしまして、何とか改善していく方向を見つけていただきたいということで協議してきた経緯がございます。

この処分の内容は12月3日でございますが、聴聞会が開かれるということもありまして、社会通念上、この聴聞会という、開かれるということは、非常に重い処分が想定されるということもございました。市の方では、借金払えばそれでいいべと、自分方でやっていけるという話もございましたけども、その時点で医師が確保できないということで、ネット上のその医師の募集とか県医師会に対しての医師の募集とかしておりましたが、まあ今までもそういうことがございましたが、その医師が確保できなければ、まず今後の運営も難しいと。まして返還金を払ったからといって、この処分の内容が、まあ定かではありませんが重い処分が想定される中で、果たして安定した経営ができるのかということも問題がございました。また、この監査の中で全職員から事情を聴取した中でですね、非常にこの施設内の体制といいますか、その職員同士の体制が非常にうまくいっていないというのが感じられるところでございます。また、その職員の理事並びに事務局内に介護保険に精通される方が一人もいなかったということも、今回のその処分につながったところも結果でもございます。これらを含めまして、施設側の方で介護保険に精通した、事務局長として精通した方をぜひ市もしくは県の方から派遣していただきたいという要請を受けて、市がその要請を受けまして県の方に打診して、まあ精通した方を事務局長としてこの12月1日から迎えたということで、これはすべて施設側からの要求に基づくものでございました。

その新たな引き受け手ってということも、はじめはその施設側の方からの要請に基づいて市が県と協議しながら進めてきたものでもございます。したがって、まあ市が当初から県と施設の間立って橋渡し役を務めてきたというのが実態でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（進藤優子君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 非常に市の対応の非を責められてるようで、非常に心苦しいです。私はよかれと思って、皆にほめてもらおうと思ってやってきてるんですよ。それがね罪なようなこと言われて、本当に遺憾です。私の不徳の致すところなのかもしれないですけども、私は誠心誠意やってきてるし、この話を最初に耳にして、たまたま私が県庁に行ったとき、県庁の幹部に、市長ちょっと、この話覚えてるすかと、市で

何と思っただけで聞かれたす。いやあ、やっぱりその入ってる入所者の確保、それから従業員の雇用の場の確保、それが大事だすべったっけ、市長がその気だば県も一緒になってやると、そう言ってくれたんだすよ。だから県も出先だけでねえすよ、総掛かりでやってけるんだすよ。ここまでやれるっていうことは、県がどれだけ力を入れてくれたか、やらないとここまでできないすよ。議員が言うように、公募を待ってたらまだできてない。いろんなことを情報収集しながら聞いてやってきてるんです。それで私が一番最初に、8月だすか、あそこさ行ったとき、理事会招集してけれって言ったっけ、理事長も施設長も、なんと、あど、じょっぶがしたと、あど辞めてきて、どうしようもない、何とかしてけれって、そういう話されたんだすよ。して、理事のみんなに理事長がこういうこと言ったすよ。あなた方、借金さねばだめだから、銀行借入するためにはんこ押してけれって、そういう話までいったんだすよ。したっけ、そういうことがあるわけがないがら、あなた方はボランティアでこういう理事なって、そこまで責任を負わせるってことは絶対ない。俺が責任持ってそのことをやるがら、何とかこのことを了解してもらいたいと、そういう話して、県と一緒にいい方向に進めていくがらと、そういう話に。そうしたら、1カ月だかちょっとたたねえうちに、金あるがら自分方でまだ経営したいって話が来たんだす。して、また理事会に私が行って、金あるがらって経営ってできるもんでねえべと。じょっぶがするって話、何となったんだと。したっけ理事のみんなも、私がこういうこと言いました。金もうけのためにこの施設やってるんじゃないでしょう。地域の福祉のためにやってるんだ。みんなを幸せにするためにやってるんでしょ。だからこのことについてさんざん今までも苦勞してきてると、医師不足で。で、今回もまたその医師が、8月に行ったとき、私すぐやめますって言ったんです。それを何とかそう言わないで3月まで延ばしてくれと、そういう話まで言ったりして、そういう修羅場を抜けてきてるんですよ。丁々発止の話してきてるんですよ。だからそういうことの経緯があって、そのときも理事会が全員です、私の前で。何とか次のいいところに引き継いでもらいたいと、そういう話をされました。だから議員が言うような、その金もうけのためにその正和会がやってるんじゃないなくて、いろんな条件を考えて、さっき課長が言ったように、正和会しかこの近くにはないと。医者をいっぱい抱えてて、それからまた経営陣も揃ってる。それから、介護、看護師とかのスタッフも揃ってて、何かあったとき

補給できるっていうか補完できるっていうか、そういう体制も整ってるし、ここしかない。そういう話でこの話を進めてきてるんです。

何とか私がね正和会の弟と本当に世話なってるすよ。だども、市で彼に直接世話なってることないですよ。利害関係で世話なってることあるわけないし、そういうこと言わないでくださいよ。どこから聞いてるか分からないけども、そこあたりで聞いた話をこの議会の場に持ち込むのはおかしいですよ。本会議でもそういうことやられて、本当、私はおかしいことを言うと思ってます。ちゃんとこう確証をもってね話してくれないと、みんなにそうだと思われたら困るでしょう。市役所の職員も聞いてるんですよ、この話は。何とかそこあたりのことで。

それから、議員はその職員とあれだすな、その入所者を守るって言いながら、そういう公募なんかやってる暇なんかあるわけないでしょう。そのタイムラグをどうするんでしょうか。これだけ県も頑張ってる、切れ目がなく市と連携取ってやってきてるんです。だから私も本当に今でもね恥ずかしい思いをしてるんです、正和会さんにとって。正和会さんが最初の話は2億1,000万円かそのぐらいの金を払わなきゃだめだ、立て替えるような状況のこともあったんです。そのとき、それでもいいがらやりますからって言ってくれたんです。今でも、現に再建っていうのはいかに難しいか。職員の話を聞いて、いろんな職員、さっき部長が言ったように、中でもごちゃごちゃしてるんです。だから組織の体をなしてない。経営の体をなしてない。そこに切り込んでいって来て、いろんなことをやらなければそれでいいんですよ、正和会は。何もやらなきゃそれでいいんです。自ら手を汚してやってくれてるってことに感謝して、それに対するいろんな抵抗があること、中傷されてることに對して、私は非常にこう恥ずかしくて申しわけない気持ちでいっぱいです。何とか議員の皆さん、そこあたりのことをよく理解してもらいたいです。よろしくお願いします。

○委員長（進藤優子君） 議案161号の予算についての答弁を。三浦観光課長

○観光課長（三浦一孝君） 失礼しました。議案第161号、第10号補正の事業の内訳について、私の方からお答えさせていただきます。

今回、委託料ということで、なまはげ柴灯まつり誘客多角化等実証事業業務1,540万円を追加で補正として計上させていただいておりますけれども、本会議で小玉部長の方からこのそもそもの事業の概要についてはご説明がありましたけれども、観

光庁の事業ということで、このコロナ禍の影響による旅行スタイルが変化していると、そこに対応した新しい旅行スタイルを確立することによりまして、新たな市場開拓につなげていくということを目的に観光庁の方で事業を立ち上げたもので、今回採択を受けております。

本市におきましては、なまはげ柴灯まつりですので3密を回避するということを目的に事業を応募しまして、採択をされております。具体的な中身につきましては、まずなまはげ柴灯まつり本会場の3密回避の対策として、大型モニターを、まあこれまでも設置をしておりましたけれども、引き続き大型モニターを設置をしまして、会場内での3密、いろいろこうお祭りが会場内でいろんな場所で行われますけれども、そこにお客様が密集しないような体制を整えるということで、会場内にどこからでもその行事の様子が見られるように大型モニターを設置をします。そこでまず本会場の3密の回避をするということを行う予定にしております。また、今回なまはげ柴灯まつりにつきましては、1日1,000人を上限として人数制限をして行くと。まあこれもコロナ対策ということになりますけれども、1,000人限定で行うことにしております。そうしますと、会場に入れられないという方が出てきてしまうことが想定されますので、オガレにサテライト会場を設けると。そこで柴灯まつりのライブ映像の配信をしながら、柴灯まつりの雰囲気味わいつつ、またそこでイルミネーションですとか花火、あるいは食関連のイベントを実施をして、柴灯まつりの雰囲気プラスアルファの楽しみ方を提案すると、提供していくということで、オガレにサテライト会場を設けてそういったイベントも実施していくということを今予定をしております。そういったことで、今後のこのウィズコロナ時代に備えて伝統行事の実施の仕方を検証していくと、この事業を使って検証していくということで、今回応募しまして観光庁の採択を受けております。

私からは以上になります。

○委員長（進藤優子君） さらに質疑ありませんか。10番佐藤委員

○10番（佐藤誠君） 残り時間数分しかないのです。

市長から最後答弁いただきまして、ありがとうございます。私は、市長は別に、ただ市民のためを思ってやってると思いましたが、調べてるうちに。なぜかっていうと、一番謙虚な、分かったのが、富永会でその2億何ぼ払えるって言ったときに、市長が

怒った。なして何ごろ言うって怒ったと。市長は知らなかった。それから、多分、それからこういうことも聞きました。市長は多分、県が、そして何だ、認めて、認めてっていうか、医師の時間が足りないことが分かっててそれでも受け付けしてたってことを知らなかっただから、市長は知らないと思う。だから多分市長は本当に真摯にやったんだと、私は調べてて分かりました。それはだから市長、何も市長を責めてるわけじゃなくて、金もうけするとかじゃなくて、こっちから市民の話聞いて、私はこうあったんで当局の方でどうですかっていうことで、私きょう最初に言ったように事実は両方から聞かないと分からないが、ここではっきりにしたいということで言ったんで、何も疑ったりどうでなくて、事実は明らかにしたいということです、私が言ったのは。それは正和会が金もうけのためとあって、私は何も一言も言ってないですよ。そこは誤解ないようにお願いします。

まず以上、これで終わります。

○市長（菅原広二君） ちょっと待って。

○10番（佐藤誠君） はい。質問はしてないです。

○委員長（進藤優子君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 私はね、県も誠心誠意やってるのに、県の職員がどうのこうのって言われて県に申しわけなくてね、県がきちっとしたやっぱりその事実に基づいてこういう処分したと思ってますから、私は今議員が言ったようなそういうことは初めて聞いているし、県のをみんなそう思ってますよ。ちゃんと今回の処分は、やっぱりかなり悪質だと。はっきり県の幹部が私に言ったんですから。名前も出して言ってるんです。この人が大変だ。やっぱりその監査を受ける時点での対応も悪いし、そういうことも非常にこう心証を害したんだと思います。だから、だれ、Nさんってだれか分からないけども、教えてくれれば調べますから、ちゃんと教えてくださいよ、そのことを。そのことを。

○10番（佐藤誠君） 前任者です。

○市長（菅原広二君） 県にね、県にも申しわけないと思う、そういう言い方すれば。私は、県も誠心誠意やってくれてることだし、して、育てないって言ってるけれども、今まで私が市長なる前から、男鹿の郷には何人も市の幹部が行ってるらしいですよ。して、やっぱり行政指導したくてっていうか、しなきゃだめだと思って、私覚える

だけでも3人いるがら、恐らくそれ以上いると思うんです。それがみんな1年ぐらいで辞めてきてると、そういう状況です。だからとことん来て、大変な状況なんだっていうことをまず分がってもらいたいし、それからいろんなことがね、やっぱりその育てきれないで、私がいつも言うように、まず議員が言うように、全部にこううまくやればそれはそれにこしたことはないけども、やっぱりばらまきもできないし、やる気のあるところにやっぱり投資していくと、支援していくと、そういうスタンスは私の変わらないと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（進藤優子君） 10番佐藤誠委員の質疑を終結いたします。

次に、18番吉田清孝委員の発言を許します。18番吉田委員

○18番（吉田清孝君） 私からは、大きく3点ほどになるかと思えますけども、よろしくお願いをしたいと思います。

7月1日からごみ有料化っていうか、10枚で百七、八十円のものが500円になってこうだという、非常に当初混乱したようであります。ようやく落ち着いてきたのかなと。まあそういう中で、ごみの出し方が変わった。いわゆる私のうちのごみ集積所の前で、非常に厳しいというかね、厳しいというか前と違うと。私もずっと分別をきちっとやっていたつもりが、やっぱり次の日っていうか、持っていってもらったがなってちょっと心配なところあったりすると置いていかれていったと。そういう中で、そういう苦情というものがね、市にかなり届いてるのではないかな。市民に対するパンフレット、この大きなカレンダーですね、あれに基づいても紛らわしいこうだっていう部分でね、まあどういう苦情が出てるのか、そこのあたりね。そして、どういう改善っていうかね、そこのあたりがちょっと細かい話ですけども、非常にあれです、この何か月間の実情というかね、お聞かせ願えればなど。

それから、ごみの量です。私、まあ市長なり当局の説明の中で、ごみ袋を値上げすればごみの量が減ると。この説明は、私としては受け入れられない。ごみ袋上がったからごみの量が減るという考え方には立たないわけです。まあ実際、その見ると、駆け込みっていうかね、ごみが出るから4月、5月、6月あたりまでのごみの量はすごかったですよ。じゃあ、この今の11月現在、11月末現在でもいいですけども、どの程度前年度に比べてごみの量が減ったのかなと、あなた方が数量的に把握しておられるのかね。そうじゃなくて、幸いにして買い物に行くとレジ袋も7月1日から3円

とか5円とか、まああと環境の部分での出しちゃいけなかったり、そういう部分でもう有料化っていうのが当たり前でっていうかね、違う説明があってもしかるべきと。やっぱりその負担していただくと、その出てきたお金は、まあいろんな処理なり何かに使うんだと。そしてまた9月にね1億何ぼの歳入が入るといふ、当初でねああいう数字を出さないで、まあ補正予算をあげたと。あれがもしかしたらこれだけ入るんだったらもうちょっと安くしてもいいんじゃないのという議論があったかもしれない。それが今、この11月末現在でどういう分析しておられるのかね。そこのあたりもお聞かせ願えればなという感じをいたしております。

次に、観光関係についてお尋ねいたします。

まあコロナ禍で観光産業大変な中でも、いわゆる宿泊費、宿泊に関する部分で、すぐこう市の方で対応が早かったせいかあれですけども、まあ議長会で1回、県内のあれありましたときに、男鹿の対応とか、それから旅館予約してもなかなか取れないという非常に、そして行った方々に、方々からは非常に男鹿に対する評価があったと、こういう議長がかなりおられました。よかったなという感じをするわけでありませう。

ただ、この市政報告の中で、まあ8月、40何パーセント、9月、25パーセント、10月、20.5だとかという、まあ10月は20.5パーセントの増とかありますけども、どうかな、売り上げとかっていう単価面でね、まあ頑張ったせいかあれで、売り上げまでこう把握してるのかな。何と申しますかね、頑張ってる中で非常にこう何ていうの、経営的に、帝水の件はまあありますけどもね、経営的には踏ん張れるっていうところと分析してるのかなという感じがするわけでありませう。民間っていうか、そのホテルの経営者、非常に頑張っておられるというのが私の受け止め方です。皆さんはどういうふうに分けておられるか、そこのあたり民間のあれです。

一方ですね、いわゆる三セクを代表する地域振興公社が指定管理をしておられる、地域振興公社に指定している温浴ランド、いわゆるWAOの指定管理料っていうのは、なまはげ館もしかりですけども、非常にこう、なまはげ館については指定管理料なしで、いわゆる温浴ランドは二千数百万円、そしてWAOについては三千幾ら、3,000万円だと。その契約上ね多分これは今年度末になるのか、私の考えてるあれではね、この数字は大変なね指定管理料を補充してやらなきゃいけないのではないかなという感じがするわけでありませうけれども、まあ契約上ねどうなってるのか。多分足り

なければ支払うというふうになっているのではないかなっていったときに、まあどう
いう見通しを持っておられるのか。そこのあたりをお聞かせ願いたい。

400円から500円にするときに、私はまあ質問はしなかったけども、いわゆる
担当部長に、いわゆるその400円から500円いくと利用者減りますよと。湯の湯
は今400円ですよ、まずね。利用者はね、利用者はどういうふうにして分析をして
おられるのか。それに加えてね、レジオネラ検知ね、またその営業しなかったり
とか、本当にダブルパンチですよ。もう大変なね、これ保持していくの大変なのではな
いかなというのがこのコロナでね、コロナから立ち直れるのかなとといったのがね、ま
ず今この温浴ランド、まあWAOをどういうふうに分析して今後も考えているのか。
そこのあたりもお聞かせ願えればと。

おが地域振興公社については、まあ当初社長が市長であったり、それうまくねえ、
副市長になって、そして市長がまあこの4月からね社長を迎えられてきた。さっきレ
ジオネラ菌のこと言ったんだけども、議会では非常にそのやっぱり風呂好きの人がね
議員も行ったたりして、ほかのどこ見てるがら、非常にその手入れがうまくなくて現場
視察したこともありますよ。シャワーね、前、汚れがこうだとかね。要するに、こう
いうこと言っちゃあれだけでも、民間のこうだといった部分とね、ちょっと第三セク
ターのね、まずさって言うか、そこのね緊迫感がねえっていうかサービス精神だとか
いろんな部分でね、いや、実際その汚いということの中で事実ですよ、議会では現地
を見に行っただけでもあります。その後よ、社長も来てこうだっていった中で、何か変
わったのかなと。まああなた方、まあ社長来て専門にやった中でよ、こういうのを見
てると私はね、そんなに変わってないのではないかなということを感じるわけです。
いやいやそうでない、やっぱり今の社長行っながら、このコロナ禍をね非常に厳しい
中でもこういう努力してどうだこうだってということがね、やられてるといような意
見、まずね、意見交換の中で情熱を持って非常にこう頑張っておるといふうな受け
止め方をしておられるのかね。そこのあたり、まあ言える範囲で結構ですのでお聞か
せ願いたいというふうに思います。

それで、もう一つはオガーレです。オガーレのね駅長は、私方も、私、宗像市に視
察に行っ、こういった中で成功しておられる人が来てこうだと。3年か4年なりま
すよね。ただその、もう準備とかいろんなノウハウだとかいろんな中でね、やっぱり

この10月末現在で売り上げが1,900万円。これはつきり言うけども、さっきの議論と同じなんだけども、株式会社おがですからね、こういうのさ余り市長はまったの取ったのっていうのは非常にね、本来であれば株式会社で議論して、まあその中でそろそろよ駅長に対する待遇っていうのは、赤字だからもうちょっと変えなきゃいけないのではないかなとか、議論すべきでないかなというふうな感じをねするわけで、そういう話がね、このコロナ禍でも減ってる現状の中で出てくるのではないかなというこの部分。まあ社長も今回代わった中でね、いろいろそれは市長はまりでぐねくてもはまる場合もあるんだろうしよ、まあそこはちょっと駅長に対する報酬とかっていった部分で、そろそろ、まあ実績が上がってどんどんね行けばこうだといった部分でよ、民間だから出せるんだ、これは株式会社の株主総会でね議論すべきことなんだけども、まあ男鹿の指定管理の中でのよ、金のこともあるがらちょっとお聞かせ願えればなという感じをしております。

それから、3点目、国民健康保険会計のことで、まあ財政調整基金のあり方についてお聞かせ願います。

私ね、本来この財政調整基金が幾らぐらいが年度年度のね、年度年度の会計ですよ。特にこの目的税のね保険税を、ここをねしっかり分析して、財政調整基金っていうのはこのぐらいのめどとしてあるべきだと。それが3年なら3年の計画なのか、いや単年度で保険給付費の例えば1割なら1割相当をね、財政調整基金として寄せておくっていうか、何かあればといった部分なんだけども、こう聞いているとね、そういう財政会計上ね何らその規律っていうかね、余れば財政調整。私は、単年度主義で3年なら3年のスパンの中で、例えば2億なら2億がね4億何ぼなれば単年度で税率を改正して下げる。そして次の年の部分でも、まあ例えば2億あった中で2億2,000万、余計だば来年度こうで財政調整基金は2億あればいいと。あなた方の説明聞いているとね、場当たりのですよ。今41億台の国民健康保険税が保険がよ、まあ市長が取り組んでいって健康でこうで人口減少っていえば、本来であれば減ってきますよ。これがまあ今、広域でよ、納付金でこうだから、あなた方は今、県さ何ぼ納めるか分がらねえがら、これだけじえんこねえば心配だというような話されたって、俺はおかしいんではないのかなという感じするんですよ。まず新たにまずね、新たにいった課長、優秀な課長でよ、そういう疑問をね持つべきでないのかなと。財政調整基金はやっぱ

り、簡単に言えば俺だば1億5,000万から2億あれば。そして極端な例言えば、私が50万なら50万払ってる中で、このたびあとなくなる、何かねえってば余計払ってあれだすよ。それだけね負担を平準化しなきゃいけないっていうのが私は思うんですよ。4億のものを5億、6億、7億なってもいいんだすか。そういうことはあり得ねえっすよ。だから数字的にきちっとした経営理念を、経営っていうか、市長の言うね経営だすよ、経営感覚、経営理念を持ちながら数字をきちっと分析して、財政調整基金の額はね、この程度が過去の例をおいてこうだと、そして足りなくなれば市民の皆さんさ負担を求めると。今、昔は一般会計から出したすよ。その議論あればあんた方大変だからね、そう簡単に市民。今、一般会計から出せないでしょう。そこを明確に、何か指導なり何かあるでしょう。一般会計からは出せないということをはっきりしながら、足りなくなればね税率改正をさせてください、提案しますと、こういう姿勢がね私はあってしかるべきで、何と余ってた、余計のあれば何ぼでも積立て、4億何ぼ、こういうのでは納得できないですよ。まあそのあたりをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

1回目終わります。

○委員長（進藤優子君） 畠山生活環境課長

○生活環境課長（畠山隆之君） そうすれば、私の方からごみと国保の財政調整基金についてお答えさせていただきます。

最初に、ごみの出し方が変わったのかと、それで古紙等が残されていくのかということですが、確かに今年度に入ってから業者の引き取りの基準といいますか、そういったものが今まで若干緩かったんですが、かなり厳しくなりまして、市で示しました分別のとおりやっていたかなければ集めていかないと、そういった形になっております。そのため、議長からもお話がありましたとおり、市民からは、なぜ持っていないんだと、そういった問い合わせ等が寄せられておりまして、その都度、市の方で担当職員の方が、ごみは時間どおり出しましたかですとか、中に何か混ざっていませんでしたかと聞き取りを確認して、それでも判断できないような場合は、現場に行ってお立ち会った上で、指導なり、あるいは間違いなければ業者に引き取るようにとお話しているところでございます。この件に関しては、特に新聞紙の中にチラシを挟む場合ですね、まあそれは誤って例えば冊子的なものを挟んで持っていけないと

いったことも多々ありますので、その新聞紙の分別等につきましては、工夫が必要ではないかというところも若干今考えてるところでございます。この辺のところにつきましては、私どもだけでなく業者ともちょっと情報を密にしながら考えていかねばならないと、そういうふうに考えております。

あとそれと、ごみの有料化で即減量化が図れるわけがないと。この辺で、ごみの有料化は、ごみ処理経費に充てるための方策だと、そういった方をはっきり示した方がいいんでないかというご意見でございましたけども、まずごみの有料化につきましては、目的上の排出量に応じた負担をしていただくということで、市民の皆様から家庭から出るごみの減らす工夫ですとか、買い物の際にごみが出にくい商品を買っていただく、あるいはお話にありましたマイバッグを持っていただくということ、まあそういったことで減量化に努めていただきたいということがひとつと、あとそれから、ごみの分別の一層の推進を図っていただくと、その目的のために行っているところでございますので、確かにごみの有料化によって即減量化が図れるというものではございませんが、市で実施しております減量化学業を検証して、この後も有効な施策に努めていきたいというふうな形で考えてございます。

それから、ごみの量でございますが、確かにご質問ありましたとおり、今年の5月、6月のころでございますが、まあコロナの影響や有料化の直前であったこともありまして、6月では1人当たりのごみの排出量が1, 129グラムでございました。まあ非常に大きな数字でございまして、前年の639グラムから491グラム増という形になっております。これが7月ですが、当然こちらの方、有料化と、それとごみ袋の不足という状況もございましたので、この数字が令和2年度で581グラム、まあ前年度から比べると137グラムという減っている形になります。手元には10月末の数字しかございませんが、10月末の数値をお話しますと、令和2年度では597グラム、去年は698グラムということで100グラム減っているということで、まだこちらのごみ袋の供給の数量もまだデータとしてしっかりとれていないので、この後、この辺の推移についてはまだまだちょっと見きわめていく必要があるのかと思います。

あとそれと、ごみ袋のその数量でございますけれども、今のところ納品実績でいきますと、7月のころから比べますと、7月のころでございますと、燃えるごみの大を例にお話しさせていただきます、そのときは28万500枚ほどでしたが、あ、すい

ません、11月末では大体6万3,500枚ということで、かなり落ち着いてきております。まあこの後、12月、1月、年末年始がございますね。この後大きな波があるかと思いますが、業者とも相談して、月産、燃えるごみの大につきましては大体10万枚ぐらい製造していけば足りるのではないかと、そういうふうな見通しを立てているところでございます。

あとそれと、国保の財政調整基金でございますけれども、確かに財政調整基金の適正な額というものが、県が財政運営の主体となったことでどれくらいあればということではないんですけれども、県へ納付する事業費納付金に対してこれが予想以上に伸びた場合、それを緩和するということが加入者の負担軽減のため、ある程度は必要かなというふうに考えてるところでございます。実際、平成30年、県へ財政運営が主体となる以前ですけれども、県内平均のその財政調整基金の保有率は12.24パーセント。その当時の男鹿市の保有率が11.49パーセントでございます、まあ県平均に近い数字です。まあそのときの数字が大体3億5,000万円ほどございました。で、今現在、今、元年度末で4億6,000万円ほどですか、保有率が高まっているわけですが、まあこの辺につきましては税率とも関係してきますので、県内のその保有率、確かに議長がおっしゃいましたように一般会計から繰入れができないということですので、保有率を高めようというような考えもあるかと思っておりますので、その辺適正な額というものは考えていかなければならないと思います。

また、その税率につきましても、まあいつまでも背負えたままで剰余金が出れば積み上げていくのかということでございますけれども、これは来年度の状況ですね、決算の状況を見て、さらに積み増しするといったような状況があるのであれば、その辺は下げるといった方向性、方向性ですね、そういったことも含めて考えていかなければならないなと考えております。

以上です。

○委員長（進藤優子君） 三浦観光課長

○観光課長（三浦一孝君） それでは私の方から、まず温浴ランド、夕陽温泉WAOの指定管理料のことで、まずはお説明させていただきます。

現在、温浴ランドおがにつきましては、2,143万8,000円の指定管理料。夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村に対しましては、3,001万6,0

00円の指定管理料の設定をしております。で、先ほど委員からもお話がありましたけれども、今の指定管理期間が今年度いっぱい終了になりますので、来年度からの指定管理ということで今回議案でも提案させていただいておりますけれども、3年間の指定管理期間ということで、3年度以降は温浴ランドにつきましては2,434万3,000円、夕陽温泉WAOにつきましては2,690万1,000円の上限額ということで設定をさせていただいております。まあこれを比較しますと、温浴ランドおがについては300万円弱の増となっておりますけれども、一方で夕陽温泉WAOにつきましては300万超の減額ということで、二つの施設を合計しますと、二つの施設で合計では21万円の減ということになっております。で、まあ今年度もそうですけれども、今回のコロナ禍によって当然利用者数が減っているということで、かなり状況としては、施設の利用状況としては厳しい状況ではございますけれども、そのためのその指定管理料を補てんするという点については、市としては考えておらないところです。で、まあ今回のそのコロナの影響についても、来年度以降の指定管理料の算定に当たっては特別な行為はしておりません。もし仮に市の方で何かしらの補てんをすると、経営状況が思わしくなくて補てんをようになった場合は、別途協議をするということになるかとは思いますが、今のところ市としてはそういったことは考えておりません。

で、今回、今後のその指定管理料の見通しにつきましては、この後、来年度からの3年度間は、今ご説明した指定管理料が上限額ということになると思いますけれども、今回指定管理期間を3年に区切ったのは、今後のその施設のあり方、市の持ち方ですね、これを具体的に検討していくということで、できればこの3年間で一定の結論を出したいというちょっと考えもありまして、今回3年という指定管理期間を設定させていただいておりますので、ちょっと今後の施設の持ち方、これの議論もあわせて考えていくことになるだろうというふうに考えております。

また、公社、そもそもおが地域振興公社の経営全体的なお話になりますけれども、先ほどお話もありました、昨年4月から新しい社長を迎えまして、外部から迎えまして経営の方に携わっていただいております。で、もちろん経営者としての、経営者として入ってきていただいておりますので、さまざまな経営改善には取り組んでいただいているというふうに認識はしております。で、まあ経営者ですのでどうしても数字

で判断されるということになってくると思いますので、具体的なおが地域振興公社全体的なこう数字をお話をさせていただきますと、新しい社長が就任する前までの平成30年度までの、まあ28、29、30年度の決算は3期連続の、おが地域振興公社全体では3期連続の赤字ということになっておりましたけれども、社長が就任した令和元年度では500万強の利益を出しているということで、数字で見るとこういった点での改善がなされているかというふうに理解をしております。ただ一方で、今年度につきましては、先ほどから申し上げましたとおりコロナ禍の影響がありますので、この辺の経営の数字につきましては、まあ12月議会終了後に中間監査を実施することにしておりますので、その辺で今年度の決算の見通しは出てくるというふうに伺っておりますので、その辺の数字も見ながらということになると思いますけれども、現状で今把握してる入館者数、入場者数につきましては、なまはげ館につきましては対前年度で、あ、すいません、統計は1月から10月の統計になりますけれども、前年度と比較して、なまはげ館が44.1パーセント、温浴ランドおがが73.5パーセント、夕陽温泉WAOが82.7パーセントということで、やはり温泉施設につきましては地元の方の利用がメインということで、まあ落ち込んではいらっしゃるんですけども、まあある程度回復の傾向はあると思いますけれども、やはり観光施設であるなまはげ館につきましては、非常に厳しい状況であるというふうに認識をしております。

当初、打ち合わせの段階では、まあおが地域振興公社全体では利益剰余金がありますので、そちらの方で賄えると、まあ補てんをして経営を賄っていけるというような説明も受けてはありましたけれども、なかなかコロナが収束しない、まあ折しも今、第3波があるということで、なかなか思った、当初想定した人数の利用者数が回復していないというような状況もありますので、まあその万一といいますか、経営のその安定をしていくために、先日、おが地域振興公社で借入れをしたというような報告を受けております。こういったところも外部から社長を招いた、まあ経営者を招いたというところの決断であったかなという意味では、ひとつの成果ではないかなと、安定した経営をしていくための判断のということで、ひとつの成果といいますか効果といいますか、そういったものではないかなというふうに認識をしているところでございます。

社長が来て今年度2年目ということで、その2年目にコロナが発生をしましてなか

なかこう劇的に変化したというのが目に見えづらい状況ではありますけれども、就任早々からですね、かなりその細かい分析を、数値的な分析をしていただいて、まあそれをもってですね市と協議もしていただいております。そういったその経営の数字が見えるような形での分析、あるいは見える化をしての市との協議、その辺がやはり外部から経営者が入ってきたところの、市としてもその協議をしやすくなったという面では評価できる点ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（進藤優子君） 小玉観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、私からはですね宿泊施設の経営状況、それからオガレの状況ということで説明させていただきます。

宿泊施設につきましては、先日の本会議でもご説明させていただきましたが、G o T o トラベルキャンペーンであるとか、県、市のプレミアム宿泊券、そういった効果もございまして、10月、11月、まあここ12月、今のところですけども昨年度よりも数字が改善されております。ただし、通期で見ますと、やはり4月、5月の大幅な8割減、9割減という売り上げの落ち込みまでをカバーするには至らないものと考えております。実際にいくつかのお宿さんのですね数値も見させていただいておりますけども、回復はしつつあると、昨年度の同時期に比べて。ただ、やはり売り上げ的に見れば、昨年度の7割から8割程度になるのではないかなというふうに私は捉えているところでございます。ただ、G o T o トラベルキャンペーンのクーポンの利用がですね好調ということで、客単価の方は上がっているように見ております。

そこで、先ほど公社の話がございましたけども、温浴ランドおが、WAOにつきましては、やはり多額ですね毎年修繕費もかかっていると。指定管理料だけじゃなくてですね、それだけじゃなくて修繕費もかかっておりますし、今後も多額ですね経費が見込まれる中で、なかなか市で永続的にそれを経営して、まあ経営に携わっていくと、お金を出していくっていうのは難しいというふうに考えてます。ということで、まあ3年後をめどに、今のところは民間に譲渡する方向をちょっと模索していきたいというふうに考えております。

それから、オガレでございまして、オガレにつきましては売り上げがですね、売り上げベースで見ますと、1月から11月の累計で見ますと対前年比で102

パーセントと、むしろ昨年度よりもいいという数字になっております。こうした中で、また経費的な面でもですね圧縮を図っておりますので、利益ベースでも昨年度よりも数字が上がっている状況でございます。問題はやはり冬期の売り上げ、いかに確保できるかということでございますけども、この売り上げ増の裏にはですね、やはり生産者の皆さんのですね、やはり出荷をですね、品揃えにご協力いただいといるのがやはり一番大きなところじゃないかなと考えておまして、冬もですね社長さん、駅長さんがですね、やはり生産者の方に働きかけをしてですね、まあローリングかけているなどですね品揃えに頑張っていらっしゃるところでございます。まあそういった中で大いに成果を発揮することができるのであれば、まあその駅長の待遇についてもですね維持していくこともあるし、また逆にですねうまくいかないってことであれば、当然それは会社として待遇改善ということにつなげていくものと考えております。

以上であります。

○委員長（進藤優子君） 暫時休憩します。

午前 11 時 57 分 休 憩

午前 11 時 58 分 再 開

○委員長（進藤優子君） 再開いたします。

昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○委員長（進藤優子君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

再質疑ありませんか。18 番吉田委員

○18 番（吉田清孝君） ごみの処理について、やっぱりまあ苦情が来てる。いわゆるまあいろんな課長が明快に答弁されたとおり、チラシ、まあ細かい話の中でいろいろあるわけで、慣れるまで大変なのかな、こうといった部分でいろいろ対応してくれてるようではありますが、どうかひとつそのあたり丁寧にこう市民に対応していただければなという感じをしております。

役所のこう人事上、いろいろこう新しく行かれて難儀してるかと思っておりますけども、

まあ市長の言われる、あんまり前例踏襲みたいな格好じゃなくて、経営感覚の中で、もちながら、まあ最小の経費でこうやるように、こういろいろ分析しながら対応していただければなというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

非常に、生活環境課長の国民健康保険会計の財政調整基金のあり方だとかそういう部分で、こう検討する余地をこう感じましたので、どうかひとつ数字的にですね経営計画きちっと立てながら、財政調整基金のあり方について進めていただきたいなということをお思っておりますので、これもまたひとつよろしく願いたいと思います。

温浴ランド、WAOのこの現状で、73パーセントだとか8割だとか大きく減っておると。まあ私はね、これはやっぱり、これ観光客、もちろん温浴ランドもそれからWAOについても、夏におけるキャンプ、今年はまあソロキャンプだとかキャンプもね、キャンプ場の抱えてる7月、8月あたりの観光客の部分で増えたかどうかは別にして、分からないすけども、どういうふうに分析してるか。結果的に7割、8割減ってるっていうのは、400円から500円、私はこういろいろ付き合ってる人の中で年金生活者がね、そして風呂の好きな人は、たまに入るんじゃないんですよ。やっぱり私も好きですけども、回数券買ったりね、毎度のことでねこうだあって上げるときに、400円から500円にするときにね、私はこういうふうな数字をね見通ししてましたよ。まあコロナ禍もあるかもしれねえけども。そんなね値上げすればね、あれだ、歳入歳出って、収入が入ってくるなんて大間違いですよ。現に過去においてはあれですよ、温泉にするかしないかのときに、沸かし湯と温泉とどう違いがあるかといったら、ほとんど利用者数変わらなかったですよ。市民の声は、温泉好きで温泉だばいいなっていうのはいるすよ。安ければいいという人ね、400円、150円の入湯税やらないで150円だばいいんですかっていう人だとか、いろんな意見ある中で、あなた方が経営上どう考えてどうだかっていった。本当に多分市長に聞けば、あのときなして1億何ぼもかけたべなっとな、よく聞くすよ。おらもそう思った。前市長ね、やっぱりイベントだとかそういうのはあれだ、まあこういうこと言えばあれだけど、非常にその一生懸命やってこうだったけども、そのね1億1,000万もかけて新しく温泉をつくってどうだあって、あれ費用対効果、今後のこうだっていうことでおらは心配した話もしたすよ。そしてその温泉の泉質なり、ポンプがよ壊れるすものな、定期的に。あれがたまっとな。容易でねえなっとなってたら、結果的に今なっ

たっけさ、3年よ、3年後にどうなるかっていったたって無償譲渡って、国民宿舎男鹿だば買ってける人いだったたって、分がらねえと思うんだよ。まあまあそのあたり大変だなっていった中で、ああ、400円が500円だって結果こうなって、コロナも含めてこうなっただべなっていうやつが実感で、まあまあこれから何としてするのかなという部分で、地域振興公社が頑張ってるにしても大変だなってやつが感想であります。

ぐじゃぐじゃ言いましたけども、まず、あ、ひとつ、男鹿小唄の件話して、それ著作権だとか何とか権とか分かるども、観光よ、観光協会でおもてなしのあれで、例えばおらも地方に行ったりすれば、いや、沖縄さ行って沖縄民謡聞きながら何か雰囲気出てくるんだすよ。そうすると、男鹿のあの男鹿小唄はや、観光案内所でも観光そのオガーレでもよ、こうやって同僚の船木議員が言われたようなや、ことぐらいただや、対応してもいいのではないかなという感じをよ。それがまたこう新たに録音し直してどうのこうのってではなくて、あるものをよ活用するようにできるのではないかなという感じをしたわけですけども、その点について何かそういう必要ないっていうふうになるのかなってな部分であれだす。

それから、オガーレについて、市民ファンド賛助会員だとか変わった形でよ、要するに地元の人方も大した口コミいいあんべえなってきたすよ。朝間行けば新鮮な魚を安く買えるっていうやつが聞こえてきてます。まず観光客だけでねくて、あなた今、さっき言われたように冬よ、冬のどう結びつけるかはやっぱり地元商品なんだ気するわけだすよな。その中でもやっぱりその投資、投資でねえ、何がや、株主でねくて賛助会員の的なものでよ1万なのか3万円なのか、それに対して例えば1割相当の商品券やって使ってくださいだとかや、何かこう市民の啓蒙、使っていただけるような前にもそういう、おらそういう形で提案した経緯、提案っていうか話した経緯があるんでね、そういうことも含めて少し考えていただけませんかという事で、冬のねそういう地元商品の部分でどう考えてるのかね、そのあたりもお話していただければと思います。

○委員長（進藤優子君） 小玉観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） それでは、お答えいたします。

はじめに、男鹿小唄の件でございますけども、オガーレで流せるように社長にも

ちょっと話をしたいと思っておりますので、何とかまずそこから実現できればなというふうに考えてます。

それから、二つ目はですね非常に前向きなご提案でありましたので、まあやはり市民あつてのオガーレ、やはりそう考えておりますので、やはりある程度市民に喜んでいただけるような企画ということで、まあ今ですねご提案をですね前向きにとらえまして、ちょっとオガーレ側と詰めていきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（進藤優子君） 18番吉田清孝委員の質疑を終結いたします。

次に、6番佐々木克広委員の発言を許します。6番佐々木委員

○6番（佐々木克広君） それでは、私から質問の方をしたいと思いますけども、もう先ほどからこう、昨日含めてこう各委員の方からこう出ていましたけども、ひとつは男鹿駅周辺広場指定管理料についての質問をしたいと思います。一応総合計画含めての部分になると思います。あと2点目としては、男鹿市体育施設等の指定管理における男鹿市総合計画も含めた学校スポーツとの取り組みについても含めてお聞きしたいと思います。

まず1点目の男鹿市の男鹿駅周辺指定管理料ということで今回挙がってきていますが、この中にまず本会議でも本当質問するべきだったものですけども、条例の方が制定され、今回上程されていますけども、男鹿市男鹿駅周辺広場条例の制定についてということで、これに関しまして、こう今までいろいろとこう総務委員会含めて、総務委員会の方でいろいろ今までやってきていたものを、10月28日の総務委員会協議会で、11月からこれをこう所管をまるごと売込課の方に移行するというので、それはまあ条例の制定含めて管理含めて、これからこうやっていくのがそちらの課の方になるという話の中でのこう進みぐあいだと認識はしております。ですが、今までこう議論してきてる中で、委員会含めて全体会含めて全員協議会含めて、いろんな形でこの問題に関しては議員全員が知るべきではないかという話でこう動いてきていますので、今回のこう上程される内容についてもですね、中身は委員会の方では報告してるとは思いますが、そういう細かいところまでやはり皆さんが知るように、それで議論できるようにしていった方がいいんじゃないかなというふうに感じています。それで、今回まず委員会との関連性がどこまでなのかよく分からな

いんですけども、まあ質問できる部分があるのかなと思いながら今回質問したいと思っております。

この条例の中でですね、こう今回の指定管理料も含めてですけども、こういろんなこう部分の、多分指定管理の中での必要な部分は書かれているとは思んですけども、この中でこういろいろ、令和2年、あ、3年と令和4年、5年とのこう指定管理の中です、こう収入の中でイベント収入というのがこう、令和3年では272万円程度、それから令和4年、令和5年では400万円程度、こううたわれてると思えますけども、今までもいろいろ議論されてる中で、総務委員会の方では、まあ企画の方で運営するのはこれから土地を収用してそこを使えるようにね、基本計画含めてやっていくという内容でしたけども、これからのその利用していく、完全にこう方向性が出てきて、多分今まで男鹿駅周辺まちづくり意見交換会をしてですねつくられました、まあ男鹿駅周辺土地利用基本計画に伴ってこれをやっていくのかなとは思ってますけども、実質的にはその内容っていうのは市長が言ってるとおり、船川周辺含めてこういろんな形で男鹿の人たちがそこを活用して、で、男鹿市の活性化を図っていきたいという意見の中でですね、なかなかその後の内容というのが余り見えてないんじゃないかと。委員会の中でもその部分を行政の縦割をなくしてですね、こうやっぱりこういろんな課の中で関係ある部分をそこにこう投入して行って、市長が全体でオール男鹿でやっていきたいという話をしていたと思えますけども、今回のこの挙がってきた中身は見えるんですけども、その先のそういう計画がなかなか見えにくい。で、それをどうやってこうやっていくのか。そして、そのどうやってつなげていくのかというところをやはりこうあらしながら、まあ変更はできてると思えますので、そういうことをしていかないとやっぱり私たち含めて市民にも浸透性が余りないと感じています。なので、今回こういうふうにかう条例まで制定できてる中では、やはりそういうところをこうどこまで公表して、どこまでやっていくのか。で、議会の中でもどこまで全体的に分かるようなこう説明の仕方をしていくのかというところをちょっと聞きたいと思えます。

それとですね、先ほど2問目に言っていましたけども、体育施設の指定管理ということで、体育協会の方さ今回はこうまとめてまず、体協と正和会、むつみJVっていうことでやるということですけども、確かに福祉面、そういう高齢者の含めて障害者含

めての方向性は出てると思いますけども、やはりこういう施設の一番これからも利用促進していくためにはですね、やはり若い人たちが、その市内の子ども方、子どもたち含めて市外からもそういう若い人たちが利用できるような環境づくりのための指定管理だと思いますので、運営含めながらですね、こういうものを新たにこう方向性を探るといことで、いろんなこう部長からもいろんなこう内容を話されてましたので、どこまでその、これから学校統合含めて動いていく中で、総合計画もこうたわれてますよね。で、その中で、どこまでそういうものをこう本当に計画して、どこまでやっていけるのか。で、やっぱりやっていかなきゃいけないというのが強い期待でもあるし、子どもたちが増えたり、人口減少に歯止めをかけるためにもですね、やっぱりそういう詰めたところのやっぱり考え方をやはりこう伝えていくというところが、これからこの総合計画をせつかく「なまはげの郷 夢への挑戦」ということなので、やはり若い人たちにどれくらいこういうものを伝えていくかというのが大切になってくると思いますし、ちょうど指定管理を変える時期になれば特にそういう話が出てくると思いますので、その辺をどういうふうにしていくのかと。

で、私自身スポーツ関係で関連していますので、今回もいろいろこう部活動の話とか、子どもたちがなかなか部活ができないという環境の中で、今回もうれしいことにバスケットボール関係では中村和雄さんが船越に移住して今いると。で、この前80歳の誕生日を迎えたみたいですけども、まだまだ元気で、本人も子どものために男鹿市のために地域のためにやっていきたいというそういう中で、この指定管理の中にそういう人たちをどうやって活用できるような、まあ市長は一番考えてこういろいろ触れ合って話したりしてると思いますけども、そういうところをどうやってその指定管理の中に活用したり、地域企業含めてですね、できるところはどこなのかっていうことをやっぱり協力していかないと、なかなか指定管理って言ってもなかなか地元ができなくなって、すべてこう市外からのような形になるのはやっぱり避けていきたいという気持ちがありますので、その辺の取り組み方についてどうなのかをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（進藤優子君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） それでは、私の方からは男鹿駅周辺整備の関連につきましてお答えさせていただきます。

まず、この条例の提案に先立ちまして、条例の要綱とまで言わないんですけども自身の形につきましては、先月16日の産業建設委員会協議会におきましてはご説明していたところでございますが、なかなか議員の方々皆さんにこうできる機会がなかったことについてはちょっとこう配慮が足りなかったなと考えてるところでございます。今後につきましては、機会あるごとに委員会、協議会、必要であれば全員協議会ということでお話をさせていただければなと考えてございます。

で、広場の管理についてでございますけれども、まあこのオガーレと新男鹿駅のこの施設間をつなげる広場を整備することによりまして、地域の皆様が集って賑わいづくりと新規創業、新たな事業を展開するこの視野に入れた事業者が出店できるこのチャレンジする場を提供するというもので、この広場を整備するものでございます。

広場のこの立地状況からすると、まあ鉄道であるJR男鹿線の最終駅でもございますし、また自動車を利用する道の駅もございまして、観光客、市内外の買い物客もたくさん訪れることが期待できます。またこうしたことによりまして、このチャレンジ広場、人が集うことによって賑わいのできる、この事業者が展開することによりまして、そこからまた新たに商店街等々にこう出て行って商売をする方もひいてはつながってくれば、この船川の港町、ここだけではなくて、この地域全体、市内全体に波及効果がつながると、そう考えてるところでございます。まあそういったところでもまず一番この管理するに当たって力を発揮できるのが指定管理制度ではないかなと、ひとつがそれなのではないかなと。民間のノウハウを持ってるその力を生かしてですね、この場所でいろいろとこう新たな取り組みですとか賑わいづくり、そういった場を提供していただければなと考えてるところでございます。当然そこには市の考えもございまして、議会の中でのこの皆様方のご意見、市民の代表のいろんな意見を聞いた中でのこの話を吸い上げまして、指定管理者の方々ともこの協議をして、よりよいこの広場のあり方といいますか、賑わいづくりの場ができればいいのかなというふうに考えてございますので、このビジョンと明確になかなか打ち出していくのは難しいところあるかもしれませんが、ある程度こういった形でやっていくっていうことをホームページですとか、例えば指定管理者さんがこういうふうに活用していきましますよですとか、地域の皆さんからの声をこのように反映して行って、ここに賑わいづくりをしますよですとか、そういった形でやっていければいいのかなというふうには

考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この地域、男鹿駅も近いですし、まずオガーレもある、そして建物を壊すところ港もどんどん開けてきている、本当開かれたところだなという感じ改めて思っておりますので、ここについては本当、地域の皆様方、また議会、市の方も一緒になって、まあ地域の団体等々も一緒になってですね、指定管理者の力をいただきながらこうよりよく運営管理していければいいのかなというふうに感じているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（進藤優子君） 杉本文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（杉本一也君） それでは、男鹿市体育施設等の指定管理における男鹿市総合計画の学校スポーツの取り組みについてお答えをさせていただきます。

総合計画の中で、地域社会における子どものスポーツ機会の充実に努めることとしております。男鹿駅伝競争大会やなまはげカップバスケットボール大会等の開催を通して、子どもたちの競技活動に対する機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、指定管理施設との関係については、体育施設の利用に当たっては、小・中・高校生、まあ高校生以下の利用については無料としております。このうち文化スポーツ課で所管しておりますスポーツ少年団の活動については、団員の減少及び指導者不足といった課題があると認識しておりますが、それらの課題を解決する実現可能な対策はまだ見出せていない状況でございます。対策として、スポーツ少年団の統合による団体規模の確保、競技種目の絞り込み等々といったことが挙げられると思いますが、まあ昔のように近くのスポーツ少年団に所属するというふうな考えを持つ子どもたちは少なく、それぞれこだわりをもって競技種目を選んでいる状況であるというふうに思っております。一義的には当該スポーツ少年団の考え及び個人の方の考えを最大限尊重すべきと考えております。また、総合計画の中で各種スポーツ団体の自主的な活動を支援することとしており、スポ少と総合型スポーツクラブとの連携について一層の理解を図る必要があると考えております。

そういった部分の支援をこの後行っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（進藤優子君） 再質疑ありませんか。6番佐々木委員

○6番（佐々木克広君） まあ内容的にはこう大体っていう感じの内容だったんですけども、実質的に言うと、この男鹿駅周辺土地利用計画をもとに、まるごと売込課の方がまずほとんどこれから動いていくというような形が見えてきていますので、最初の段階で基本設計、やっぱり土地利用のための企画の方で動いてきた部分を引き継ぐんでしょうけども、再三最初のころから委員会でも、その計画をやっぱり出しながらやっていくべきじゃないかと。で、その課は違いうだろうけども、そういうものを同時進行で動いてこない限りは、なかなかその先が見えないんじゃないかという話が出ていました。なので、そういうところを含めますとですね、やはりこう、今回の総合計画に含まれているとおりにですね、まあ公共施設の利用とか空家対策とか商店街の活性化とか、すべてこう含まれている部分が今回のこの駅周辺の整備、市長言っているとおりそういうところが非常に大切な部分になってくると思うので、ただ単にこの意見を聞いて集約したものではなくて、やっぱりこう明確に今の段階でどういうものが動き出すのか、で、だれがこれに本当にかかわるのかというところがやっぱりまだ見えてないと思いますので、そういうところをこう詰めてもらえれば、こういう形になってくるときに先が見えるんじゃないかなと思いますので、その辺どういう形でこう動けるのか、まあまだ動けないのか、その辺含めてこうもう一度聞きたいと思います。

それと、先ほどの指定管理に伴って、その体育施設の子ども方の逆に言わせればスポーツ環境、まあほかの団体とやりながら多分大変な状況なのかも分かるし、指導者の育成含めて大変だと思います。でも今回そのバスケットの中村監督じゃないですけども、そういう男鹿市にかかわるやっぱりトップアスリートやいろんな部分でそういう協力できる人たちが男鹿市の関係ではいると思います。で、それからその次の指導者の育成をどういうふうにしていくのかという計画がやっぱりないといけないと思いますので、その指定管理のその体育団体に任せるだけではなくて、やはりそこが行政サイドとしての学校教育含めてですねやっぱりかかわらないと、なかなか先には進んでいかないのかなと。で、そこの部分を市の方で、まあ財政面が大変なのは分かりますけども、教育面にそういう部分のその指導者育成の部分のそういうものをどう計画していくのか。やはりお金のかかる部分も出てくるかもしれませんが、やはりこ

れからの指導者を地元によつぱり雇用できたり、よつぱりそういうところがないと、やはりいい人材が育っていかないと子どもたちもまたそういう教育面でいろんな部分でですね、それはスポーツだけじゃないと思いますけども、そういうところをこうやっていけるようなこう考え方で、それをこれからどうしていくのか、どこで決めていくのかも含めて検討してもらえればなと思っています。

以上です。

○委員長（進藤優子君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 男鹿駅周辺の、まあこの後どうやってそこを運営していくかと、そういうことについての計画を示すべきだというご意見だと思います。

実のところ、その指定管理者を募集するという事は、その運営に関するアイデアというものを募集するわけでございまして、一応公募によることになるとは思いますが、その募集されてきた計画を見て、こちらの方でどの候補者がいいかというのを決めていくということになろうかと思っています。

で、あの広場の運営について、市の方が余り細かく計画といいますか指定してしまうと、これはちょっと自由度がなくなってしまうのでないかなと、そういう恐れもありますので、やはり指定管理者となる方の民間のノウハウ、こういったものに期待している部分が多いものでございます。ですので、まあ議員がおっしゃるようなこの後の運営計画については、その指定管理者が出してきた運営の計画を見て、まあそれを公表していくということになろうかと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

私から以上です。

○委員長（進藤優子君） 小玉観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 今の説明に加えまして、先ほどですね議員がご指摘ございました、やはりこの駅周辺広場のいい効果はですね、やはり周辺に波及させていくというのが極めて大事であります。そのためには、やはり地域の皆様と連携した取り組みというのが求められます。その上で、やはり地域の商業者であったりですね、お住まいである皆さんからいろいろとご協力もいただきたい、そういうふうに考えておりますけども、まだまだどう連携させていいのか、どう協力体制をつくっていくのか、まあそういった面では非常にまだまだ課題があると思っています。そう

いった意味において、我々もちょっと今どういうふうに進めていくのかっていうことで非常に苦慮しておるところでございますけども、議員の皆様におかれましてはですね、こういうふうに進めていったらいいのではないかとといったところのアイデアなどございましたらですね、ぜひともですねご提案をいただきたいと思っておりますし、またこちらで考えさせていただいた内容については、また逐次ですねご相談させていただきたいと思っております。

以上であります。

○委員長（進藤優子君） 杉本文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（杉本一也君） 指導者育成の部分で答えをさせていただきます。

委員指摘のとおり、確かに重要な課題であるというふうなことは認識しております。ただ、簡単にはいかないのかなというのが現状というふうに思っております。だからといって無理だとかあきらめるといったことではなしに、何とかいい方法を見出したい。中には、小学生、中学生といえども結果を出すことによって人生を変えるというふうな部分でスポーツに取り組んでいる方もおりますので、そういった方々がいい方向に向かえるようなことをこの後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（進藤優子君） さらに質疑ありませんか。6番佐々木委員

○6番（佐々木克広君） ありがとうございます。まあいろいろ大変だと思います。

あともう一つ思っていることがありまして、その指導者育成に関しても、まあお金がかかったり、行政から出せない部分があったりすると思っておりますけども、市長がよく言ってるんですけども、民間サイド、結局はその指導者を今は小学校でもスポ少クラブみたいなクラブっていうもので、そこ自体が運営しながら子どもたちのスポーツを育成させるというそういう方向性が全県でも広がってきてるし、全国でもやっていると。やっぱり男鹿市もそういう、財政がなければ財政がないなりにそういうものを生かして、地域の雇用も含めてですねやっていけるようなこう施策を検討してもらえればなと思っております。

スポーツの方それですけども、今回のこの条例に伴いましてですね、先ほど部長が言っていたとおり、地域のそのいろんな商店、商店というよりも、小さいその農業者とか、逆に言わせれば漁業者、市長もそういうものを活用して、オガーレだけではな

くて広場も活用して、今回のこの図面を見るとテントが14基ぐらい建てるような感じにはなっていると思いますけども、そういうところをこう利用できるような体制、八戸で港市場みたいに一区間何千円みたいな、もうすごい安い料金でこう利用できるような環境をつくったりしてすごく栄えてるところもあると思います。で、今回のこの条例の中にですね、確かに指定管理料っていうことで、まあ今回請け負うところは100分の30、で、そのイベントとかそういうちっちゃいところは10パーセントということであってるとは思いますけども、これが果たして的確なのか。まあ確かに指定管理の今の状況であればこうなのかもしれないんですけども、ただこの中にこう料金としてですね、こうまあ18条、19条あたりにこう、利用料金を減額または免除するのがこう市長の権限であるとうたっていると思いますので、こうこの辺がどこまでの、市長はどの辺までその利用者が困っているときにこういうものを活用できるのか、その辺の考え方がもしありましたら最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（進藤優子君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） 私からお答えいたします。

まずチャレンジ広場のところにつきましては、テントを張って新規、新たな事業を行いたいと、そういった人方が主にこう出店してくるのかなと考えておりますが、もう一点、多目的広場の方ですね、こちらの方にもテントを張ってこういろいろ出店等々考えております。で、売り上げ額、一応上限額が30パーセントってなっているんですけども、これがまずオガーレ並みに10パーセントに抑えたいと。売り上げ額の10パーセントですので、そんなに大きな額ではないのかなと考えておりますが、もしそういった減免関係なんですけれども、まだそこまでまだ細かいところまでちょっとまだ規定ですか、規則の方まだ定めていないところなんですけど、そういったこともいろいろ考慮に入れながら検討してまいりたいと思います。

いずれチャレンジ広場のところには、新規創業、新たな創業、新たな事業を展開していく、そういった方々なのかなということで想定しておりまして、多目的広場の方についてはいろいろとこう自由度があっている方々、野菜ですとか果物ですとか、まあそういったものが出せるようなイメージなのかなと今のところ考えているところでもあります。

すいません。以上であります。

○委員長（進藤優子君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） いい質問してもらって、なかなか答えられないぐらいやっぱり勉強不足のところもあるわけです。ということは、勉強不足っていうよりも、初めてのことですよね。ほかにも余り例がない、そういう状況でやろうとしています。そしてまたいつも私が言うように、これが都会のど真ん中の人の集まる場所でやれば、人は来てくれる。それから指定管理の人方もいろんなノウハウを提供してやっていけると、そういう状況だと思います。けども、やっぱり何とか指定管理やってけれと、そういう状況のことになる可能性がやっぱり高いすよな。だからそのやっぱり民間のノウハウを生かしながら、やっぱりその市もね積極的にかかわっていくと、市の実情に応じてこういうふうな考え方持ってるんだっていうことをきちっとやっていくことが大事だと思っています。その中の一つが、さっき部長が言った地域住民が参加して、これは私たちの広場だと、私たちもこう自分たちの広場だから何とか自分たちもこう維持管理していくんだと、そういう気持ちが大事だと思います。

あと、その減免のことについては、まあその10パーセントっていうのは妥当な額だと思っていますけども、やっぱり商売っていうのは値段を高くして少なく売るか、安くしていっぱい売るが、そこあたりの判断ですよ。だからやっぱり需要と供給のことを考えながら、やっぱりその10パーセントを軸にしてやってみますけども、その状況によってやっぱり変えていくぐらいの気持ちがないとうまくない。特にスタートの一、二年はやっぱりその試行錯誤を重ねるので、そういう状況が出てくるんじゃないかなと。やっぱりそれは明らかな基準がどうのこうのよりも、やっぱり現場を見ると分かることですから、どの程度苦労してて、この以上やっぱりつらければやれないとかそういう状況のこと分かるはずですから、市役所の職員もねきちっとやっぱり現場を見ながらそういう判断をしていくと、そういうことになろうかと思っています。

どうか皆さんからも、その議員がおっしゃったようなそういうやっぱりPR不足の感はまだ今のところまだありますので、何とかこれからね多くの市民に参加してもらいたい。そしてまた、市民以外の多くの若者たちに参加してもらいたい。今、ともすカフェにこうやってる若者を見ると、明らかにここあたり見たごどねえ若えもん来てるがら、ああいうのが来てければありがたいなと、そういうことを期待してるんです。期待だけじゃなくて、何とか積極的にこう呼ぶというスタンスでやっていきたい

と思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○委員長（進藤優子君） 6番佐々木克広委員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。本件をさらに詳細に審査するため、各常任委員会による分科会を設置し、ご配付しております分科会区分表のとおり審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（進藤優子君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会に分科会を設置し、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本委員会は、12月16日、午前10時より再開し、各分科会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時43分 散 会

予算特別委員会分科会区分表

総務分科会 議案第150号の条文、歳入全款

歳出1款1項、

2款1項（17目除く）、2項、

5項、6項

4款5項、6項

9款1項

債務負担行為補正

市議会だより印刷業務

広報おが印刷業務

男鹿市庁舎清掃業務

議案第161号の条文、歳入

教育厚生分科会 議案第150号の歳出2款1項17目、3項

3款1項、2項、3項、4項、6項

4款1項、2項、3項

10款1項、2項、3項、4項、

5項4目・5目・7目

10款6項3目、7項

債務負担行為補正

保健福祉センター清掃業務

風しん定期接種業務

風しん抗体検査・風しん予防接種クーポン

券印刷発送業務

風しん抗体検査業務

議案第151号、議案第152号、議案第153号、

議案第154号、議案第155号

産業建設分科会

議案第150号の歳出5款1項

6款1項、2項、3項

7款1項

8款1項、2項、4項、5項

10款5項2目・3目・6目、6項1目・2目

債務負担行為補正

男鹿駅周辺広場指定管理料

盗掘防止監視小屋敷国有林野借上料

市民文化会館冷暖房設備操作業務

議案第156号、議案第157号、議案第158号、

議案第159号、議案第160号

議案第161号の歳出7款1項